

臨教審の流れを汲む中教審の「今後の地方教育行政の在り方について」が答申されて5年目を迎えた。以来、答申内容の中からすぐに行える部分が急ピッチで改革されている。学校事務に関わる部分では、「事務処理の効率化（共同実施）」に関する実践協力校での研究に続き、第7次定数改善で、「きめ細やかな学習指導や学習指導や教育の情報化支援等のための事務部門の強化対応」が明確にされ、7次定数が終了するまですすめられることとなる。

『「学校にいてこそ学校事務職員」と言って、知事部局・教育委員会事務局との人事交流や「共同実施」を否定することは、現行の制度を追認しているだけだ。』との批判もある。しかし、学校事務も他職種とのかかわりや、子どもの動きがわからずに仕事をすることはできない。単に事務処理することだけを学校事務と押さえ、「責任」と「権限」を求めることでは、教職員の協力・協働による教育活動は望むことはできない。このような「共同実施」を認めることは、28条但し書きが永久に削除されないばかりか、小規模校からの事務職員の引き上げが行われることになってしまいかねない。

北海道の領域運動は、1959年から1973年まで五項目定着運動が進められ、1975年千歳大会の持田栄一氏の講演を機に「領域」に関する研究が進められ、その後二領域へと発展してきた。そして現在も、学校内外において事務職員の主体的にかかわる「財政財務」と「教育情報」の活動実践をすすめることにより、私たちの本務として確立してきている。このことは、「学校教育＝授業」という一方的な教育観から子どもにとっての「支援の場」「生活の場」こそが学校であるという立場に立った考え方である。そこには、子どもを中心とした、地域・保護者・教職員が一体となって学校づくりに取り組む姿が浮き彫りにされてくるのである。

学校事務が事務を処理するだけで完結するという考え方は、学校全体の中で事務職員が果たしている役割が見えず、自分の仕事と子どもとのかかわりやその成果も実感できることはありえない。子どもや保護者・教職員・そして地域から見えない事務職員が、子どものためになる仕事ができるはずがなく、何のためのそして誰のための「共同実施」かが問われることになるのではないか。「共同実施」が単に行政主導の研修や職・身分に偏っていくものなのか。それとも、教育としての学校事務を求め続けた北海道の領域運動に寄与するものになるのか。残念ながら、今の段階では危惧される課題や問題が山積していると考えられる。しかし一方で、既に第7次定数加配がスタートし、学校事務の第7次定数加配が行われ、合わせて「共同実施」の実践が全国的に行われている状況にあることも事実である。

北海道で50年以上にわたってとりくんできた事務労働確立の運動は、少しずつではあるが着実に成果をあげてきた。そして、これまでの領域運動の深化・発展をテーマとして新たな展開を模索しはじめている。その課題として学校間連携や地域との連携の取り組みもあげられている。全国的には共同実施により、事務職員相互の連携などがはかられていると考えられるが、これらの全国的な動きが「職指定」や「職務職階制」の制度的導入につながり、北海道における事務労働確立の運動の歴史的経過と成果を根底から覆し、あるいは逆流させることになるのではないかと危惧するのである。

領域の発想には教育や行政といった垣根はない。あるのはいかに学校教育に寄与する学校事務労働を確立するのかの一点である。「共同実施」が目的としているものは何かを考え、「共同実施」の制度化や、第7次定数加配と「共同実施」の密接な関連などについて慎重に検討・分析を行いながら、今後も「領域」で育んできた実践をベースにした運動を展開していく必要がある。